

令和2年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 財務部（財政課、課税課、納税課、契約管財課、情報管理課）
- 3 監査の範囲 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等
- 4 監査の期間 令和2年10月19日(月)から令和2年12月28日(月)まで
(説明聴取日 令和2年10月29日(木))
- 5 監査方法・主眼 監査にあたっては、「財産管理」を中心に、財務に関する事務及びその他関連する事務事業等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書類審査、実地監査、説明聴取等を実施した。

第2 監査の結果

監査対象の各課の結果は、以下のとおりである。

なお、組織、所管の概要及び令和2年度主要事務事業の成果は、令和2年9月30日現在のものである。

1 財政課

(1) 組織及び所管の概要

① 組織

財政課長(1名)——財政担当主査(4名)

② 概要

予算編成事務、決算統計事務、起債関係事務、交付税・交付金関係事務、行財政改革関係事務、使用料等審議会関係事務、地方公会計制度関係事務、有料広告関係事務 等

(2) 令和2年度主要事務事業の成果

① 行財政改革の推進

【目標(計画)】

財政の健全化に向けた「第六次行財政改革基本計画」に基づく「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直し」を始めとした行財政改革の推進

【取組状況】

「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直し」については、進捗状況調査を実施するとともに、所管課に対して見直しを促すなど、全庁的な取組みを推進している。

また、受益者負担の適正化においては、令和元年度開催の使用料等審議会の答申を受け、所管課と連携して使用料等の改定に向けた事務を行い、令和2年7月1日から施設の使用料等の引上げを実施した（消費税率等の引上げ分の転嫁など）。

②返礼品を用いたふるさと納税の推進

【目標(計画)】

市の魅力発信・知名度の向上、地場産業の振興につなげるとともに、新たな財源を確保する。

【取組状況】

当初は4月に事業者向けに説明会を開催して返礼品の募集を開始し、7月から返礼品を用いたふるさと納税を開始する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実施時期を延期して8月に返礼品の募集を開始し、11月から実施することとした。現在は応募事業者の中から返礼品を選定している状況である。

③国、都交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策

【目標(計画)】

新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び東京都の交付金を活用する。

【取り組み状況】

新型コロナウイルス感染症対策について、各課からの提案事業を取りまとめ、財源を配分し、実施計画として国へ提出するとともに、補正予算を6回編成した。

また、東京都の交付金を原資に、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金を設置した。

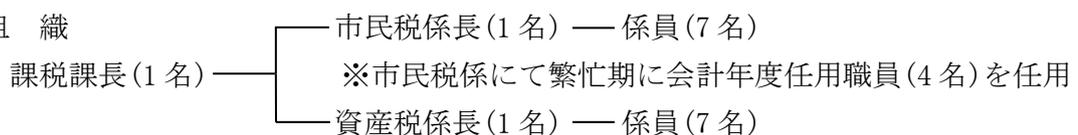
(3) その他

- ①歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ②郵券（切手・はがき）の予算は有していない。
- ③公印は所有していない。

2 課税課

(1) 組織及び所管の概要

① 組織



② 概要

個人住民税普通徴収・年金特別徴収・特別徴収事務、法人市民税事務、軽自動車税事務、たばこ税事務、土地・家屋・償却資産事務、税務署等各関係団体の調整及び会議 等

(2) 令和 2 年度主要事務事業の成果

① 公平で適正な課税の確保

<p>【目標(計画)】 関係法令等に基づき公平で適正な課税を行うことにより、税務事務への信頼性及び納税者の負担の公平性を確保するとともに、税収の確保を図る。</p>
<p>【取組状況】</p> <p>(a) 課税客体の捕捉調査 市民税個人分・法人分、固定資産税償却資産分について、税務調査等を実施し、課税客体の把握に努め、未申告者に対して申告を促す取組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人分…未申告者 618 人を抽出し、10 月中旬に対象者に対して勧奨通知を送付予定・法人分…未申告者の抽出作業中であり、10 月下旬に勧奨通知を送付予定 (毎年、20～30 社が対象)・償却分…青色申告書との照合調査を実施し、対象者への確認作業を行った結果、9 月末現在で 10 件、657,800 円の課税につなげた。今後は 11 月に保健所への事業所調査を行う。 また、8 月に未申告者へ対し、319 件の申告勧奨を実施した。 <p>(b) 市民税個人分における特別徴収の推進による税収の確保 地方税法により特別徴収が義務付けられている事業者に対し、その実施の徹底を図り、当初課税を行い、納税者等の利便性の向上と税収確保を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・当初課税における特別徴収義務者数…7,475 社 (対前年度当初比 27 社減)・当初課税における特別徴収納税義務者数…20,033 人 (対前年度当初比 11 人減) <p>(c) 法令等に基づいた適正課税 関係法令や税制改正等に則った正確な処理を行うとともに、納税者へ分かりやすい課税事務を行い、説明責任を果たすため、令和 2 年度における税制改正、新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策へ対応するための市税賦課徴収条例の改正を実施し、広報紙・公式サイト等による市民への周知を図った。</p> <p>(d) 市内企業の景気状況等の把握 産業環境部産業企画課及び産業振興課と連携し、市内企業の景気状況を的確かつ精緻な把握に努めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大による税収への影響(景気の低迷、税の特例制度等)を勘案し、9 月末時点における令和 2 年度の市税予測を法人市民税において当初予算からさらに約 1 億 5 千万円が減収になると推計し、税収の見通しに反映させた。</p> <p>(e) 固定資産税評価替えの実施 令和 2 年度は、地方税法に基づく 3 年に 1 度の固定資産評価替えの実施年度であるため、令和 2 年 1 月 1 日を価格基準日とした土地及び家屋の評価替えの作業を行っており、新たな固定資産評価基準が 6 月に告示されたことから、これに併せ、現在、価格や評価方法の見直し等を進めている。</p>

② 都市計画税の税率の検討

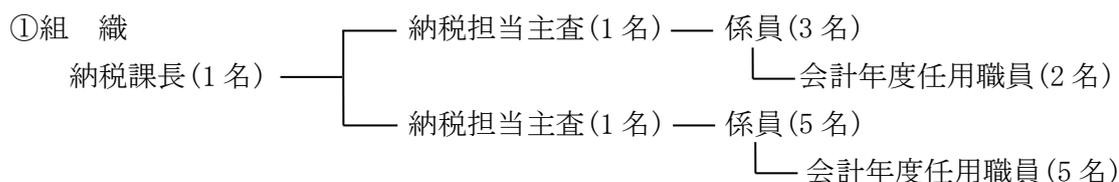
<p>【目標(計画)】 都市計画税の税率については、羽村市都市計画税条例において令和 2 年度まで 0.25%と規定しており、令和 3 年度以降の税率を新たに定める。</p>
<p>【取組状況】 12 月議会への改正条例の上程を目指し、現在、検討を進めている。</p>

(3) その他

- ①歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ②郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。
- ③公印の管理・使用等は、適正になされていた。

3 納税課

(1) 組織及び所管の概要



(2) 令和2年度主要事務事業の成果

① 市税等収納率の向上

<p>【目標(計画)】</p> <p>徴税吏員を中心とした全庁的な体制による市税等収入の確保、収納率の目標達成及び滞納件数と金額の圧縮に努める。</p> <p>主要な対策として、納期限内については自主納付の拡大（口座振替の推進、納付方式の多様化の推進、納期内納付意識の醸成）を図り、納期経過後からは迅速に量的滞納整理（電話及び文書による催告、視覚的効果の高い文書催告、収入調査）を進め、自主納付と納税の猶予制度の適用の拡大を図りつつ、完納見込みのない方に対しては債権を中心とした早期の質的滞納整理（収入及び預貯金の調査、差押・取立などの滞納処分、搜索、動産及び不動産の公売、遠隔地滞納者居住等実態調査、滞納処分の執行停止等）を推進する。</p>
<p>【取組状況】</p> <p>(a) 全体</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和2年度滞納整理実施計画を策定済み。・ 預金調査事務の電子化を導入し、運用を開始した。・ SMS 納税催告の導入の準備を進めたが、コスト高につき、時期を延期することとした。 <p>(b) 現年度分対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自主納付の拡大（口座振替、納付方式の多様化、納期内納付意識の醸成）を推進中・ 量的滞納整理（電話及び視覚的効果の高い文書催告、収入及び預貯金の調査、納税の猶予など）を推進・ 市税等収納特別対策（出納整理特別対策を含む）を実施・ 高額滞納に対する迅速な滞納整理を推進 <p>(c) 過年度（滞納繰越）分対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 質的滞納整理の徹底（必要に応じた財産調査、差押・取立、搜索、動産及び不動産の公売、滞納処分の執行停止等）を推進・ 少額滞納に係る電話及び視覚的効果の高い文書催告、収入及び預貯金の調査を推進・ 遠隔地居住等実態調査を推進・ 東京都随時派遣職員の受入れによる事案の共同処理を実施

②市税等納付環境の充実（電子化）

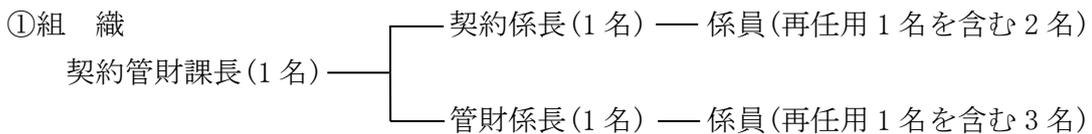
<p>【目標(計画)】 会計課等、関係部署と調整を図りながら、市税等の納付手段などの多様化を進め、収入確保及び利便性の向上を図る。</p>
<p>【取組状況】 (a) クレジットカード収納の導入検討 電子的な手続によるクレジットカード決済で納付ができるシステムについて、令和3年度の導入に向けた具体的な準備を進めている。 (b) スマートフォン決済の拡大 現行のスマートフォン決済の手段に、新たなツールを早期に追加するため、決済代行業者の拡大を図った。 (c) Web 口座振替受付サービスの検討 Web を利用した口座振替手続のシステムについて、現行のペイジー口座振替受付サービスと併せて研究し、導入の可否を決定するため、現在、研究・検討を進めている。</p>

(3) その他

- ① 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ② 郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。
- ③ 公印及び領収印の管理・使用等は、適正になされていた。
- ④ 収納金及びつり銭の管理は、適正になされていた。

4 契約管財課

(1) 組織及び所管の概要



(2) 令和2年度主要事務事業の成果

① 公平・公正かつ適正な契約事務の執行

<p>【目標(計画)】 法令、規則等に則り、透明性・競争性を確保し、公平・公正かつ適正な契約事務を執行する。</p>
<p>【取組状況】 (a) 年間工事発注見通し及び入札経過調書等契約情報の公表 発注見通しは4月、また入札経過調書は毎月、市公式サイトへ掲載している。 (b) 総合評価方式や一般競争入札等、一般競争入札制度運用の調査・検討 同制度に関する26市調査の結果を踏まえて研究中である。 (c) 随意契約適用要件の周知及び特命随意契約適用理由の徹底と一部契約案件の公表 特命随意契約の適用可否について審査している。また、シルバー人材センターへの特命随意契約について、市公式サイトで公表を始めた。</p>

- (d)他団体との情報交換による契約事務の研究・見直し
コロナ禍において、対面による情報交換は難しいため、書面での情報交換を実施し、研究を進めている。
- (e)新型コロナウイルス感染症による事務事業への影響に係る契約変更等への対応
契約変更を必要とする業務委託等の調整を図った。

②普通財産の売却

【目標(計画)】

第1被災者一時宿泊所跡地、小作台地区公共施設整備用地(五丁目)、小作駅前交番用地について、令和2年度中に売却する。

【取組状況】

(a)第1被災者一時宿泊所跡地

8月に4回目の一般競争による売払いを行ったところ、2名から入札があり、落札者を決定した。

(b)小作台地区公共施設整備用地(五丁目)

測量は令和元年度に実施済みであり、現在、公有財産管理運用委員会において、売却方法・価格等の検討を行っている。

(c)小作駅前交番用地

9月8日に測量及び分筆を完了した。

③風水害対策の実施

【目標(計画)】

羽村市風水害対応マニュアルに沿った庁用車配備態勢の整備

【取組状況】

全課へ災害時における庁用車の配車及び提供の意向調査を実施し、その調査結果を踏まえ、「風水害対応時庁用車配車一覧(案)」を作成した。現在、策定に向けて事務を進めている。

また、防災安全課と連携し、9月の総合防災訓練において、「風水害対応時庁用車配車一覧(案)」により実践した。

④庁舎における新型コロナウイルス感染防止対策の実施

【目標(計画)】

3蜜を避ける対策を講じるとともに、不特定多数が触る場所のアルコール消毒を実施する。

【取組状況】

各課カウンター及び相談窓口等に飛沫感染防止用ビニールシートやアクリル板、また事務室内には飛沫感染防止用対面スクリーンを設置した。

庁舎出入口や来庁者が多い部署にはアルコール消毒液を設置するとともに、階段の手すりやエレベーターのボタン等の高頻度接触部位の定期的な拭き取り清掃については、アルコール消毒液を使用して行うよう庁舎総合管理委託受託業者に依頼した。

食堂においては、蜜を避けるため、椅子を間引きするとともに、定期的な換気を実施している。

さらに、各課にはカウンターや事務机等の消毒として、次亜塩素酸ナトリウム溶液を配布するとともに、7月にはペダル式ボトルスタンドを47台購入し、うち2台を庁舎内に設置した。

(3) その他

- ①歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ②郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、適正な管理が行われているものと認められた。
- ③公印及び領収印の管理・使用等は、適正になされていた。
- ④収納金及びつり銭の管理は、適正になされていた。

5 情報管理課

(1) 組織及び所管の概要

① 組織

情報管理課長(1名) —— 情報管理係長(1名) —— 係員(4名)

※マイナポイント対応事務等のため、9月から会計年度任用職員を任用中

(2) 令和2年度主要事務事業の成果

① 情報セキュリティの強化

【目標(計画)】

物理的な対策として導入している情報セキュリティ強化対策機器の適正運用に努めるほか、新任職員に対する研修を実施するとともに、システムを日常的に運用する中で各課に対して助言や支援を行うなど、人的な対策を行い、情報セキュリティレベルの維持・向上を図る。

【取組状況】

(a) 情報セキュリティ相互外部監査

新型コロナウイルス感染症により、対面での監査の実施等は難しいため、各団体において情報セキュリティセルフチェックを行うこととした。

(b) 情報セキュリティ内部監査

昨年度の相互外部監査の監査項目を参考に、年度内に3部署の内部監査を実施できるよう、調整を図っている。

(c) 情報セキュリティ強化対策

令和3年度に強化対策機器の更改を控え、更改方針などの検討を行っており、国の情報セキュリティポリシー策定ガイドラインの改定を待ち、結論付ける予定である。また、テレワークなど、コロナ禍における情報セキュリティ強化の考え方を抜本的に見直すことも想定しており、多角的な検討・検証を行っている。

(d) 情報セキュリティ及びマイナンバー制度の運用

新任職員への研修は3回にわたって実施したが、他の職員への研修についてはコロナ禍を踏まえ、3密対策を施したうえで10月以降に実施することとした。

② 情報化の推進と情報システム機器の整備

【目標(計画)】

住民情報システム及び庁内 LAN システムの安定的かつ適正な運用を行うとともに、庁内で利用する各課の情報システム機器等の把握を進めてシステムの適正利用や更改に関する支援を行う。

また、国が推奨する自治体クラウドについて近隣市との調整を図るとともに、

デジタル庁の創設が検討されているなど、行政のデジタル化は国を挙げての大きな課題と位置付けられていることから、ICTに関わる知識の取得に努め、様々な業務でのICTの活用に関して支援を行っていく。

【取組状況】

(a) 住民情報システム

情報システム機器等の安定運用を図り、各課業務の運用支援を行っているほか、自治体クラウドの導入に向けた調整を近隣市と実施した。

(b) 庁内LANシステム

情報システム機器等の安定運用を行っている。

(c) 基幹系ネットワーク機器等更改

住民情報システム等をつなぐ通信機器等のネットワークの管理を適正に行っているほか、本年度に更改する機器の調整や管理方法を検討し、契約手続を進めている。

(d) 情報化の推進

ICTに関わる情報を様々な媒体（本、映像、研修、システムベンダーなど）から収集し、国からの通知等を踏まえ、情報化の方針、各システムの導入・更改における判断に反映している。また、各課が所管する情報システム等の把握に努め、情報化推進委員会への付議・調整を行うなど、適正な導入・更改作業の支援を行っている。

(3) その他

- ① 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、適正に執行されているものと認められた。
- ② 郵券（切手・はがき）の予算は有していない。
- ③ 公印は所有していない。

6 総括

各課の財務における事務及びその他関連する事業等について監査した結果、各事務事業とも法令に準拠し、市の予算及び実施計画等に基づいて実施されており、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、監査における指摘事項は特段ないが、個別の意見・要望等を以下のとおり述べるので、今後はその点に留意されたい。

- 資金及び資産の管理・運用や課税並びに納税などの個人情報保護・管理、また、全ての市のデータ情報を集約するサーバーの管理などといった市の財産に係る業務の中核を担っているのが財務部である。

近年の市の財政は、国の地方制度の変更等により市税収入を始めとする経常的に歳入される一般財源が減少しており、一方で超高齢化時代の突入などに伴って扶助費などの経常経費が年々増大する中で基金の取り崩しが増え、各基金の残高が大幅に減少するなど非常に厳しい状況である。明るい羽村の未来を切り拓くためには財務部の手腕に係るところが大きいですが、これを期待の表れと捉え、引き続き行財政改革を推し進めるとともに、新たな財源の確保を図るなど、強固な財政基盤を構築できるよう、日々の業務に邁進されたい。

- 誰もが想像し得なかった新型コロナウイルスという未知の感染症に対し、これまで以上に業務が多忙化している実態が本監査を通して垣間見えた。コロナ禍において、財政課では予算執行の舵取り役、課税課ではこれまで以上の減収が見込まれるため、市内の企業等から景況感を的確に把握して今後の税収見込みに役立てること、納税課については必要な徴収緩和制度の適切な運用、契約管財課では委託業務等の契約変更の対応や庁舎内の感染予防対策の徹底、情報管理課については職員の分散勤務への環境整備やWeb会議システムの利用開始など、様々な業務に時間を費やしている。

今後はウイズコロナ社会での新生活様式に即した迅速かつ丁寧な市民や市内事業者等への対応が求められる。特に予算執行の舵取り役である財政課や徴収緩和制度を適切に運用していく納税課には、前述の意識をもつとともに、厳正でありながらも適宜柔軟な対応を望むものである。

- 近年多発する風水害や新型コロナウイルスなど、今後もいかなる未曾有の危機に直面するか誰も予想することはできないが、そのような場合においても行政機能を保持しなければならない。

現在の行政においてはパソコンを使用した業務が大半を占めており、住民情報を始めとした膨大なデータを保存・管理している。情報管理課においては、物理的対策として導入している情報セキュリティ強化対策に係る機器について、厳しい財政状況下において費用面での制約はありつつも、未曾有の危機に直面することを想定しながら、その際にも耐え得る強化対策を一層進められたい。

- 全庁的に書類等の保管スペースが手狭になっていると感じていたが、当監査を通して課税課及び納税課においては、そのことが顕著であることを知り得た。この課題の解消方法の一つとしては、全庁的なICT化やペーパーレス化の一層の推進であろう。その推進の扇の要となるのが情報管理課である。情報管理課においては、急速に進む高度なデジタル化に対応できる専門知識及び技術を要する職員の育成も急務である。次代の市民サービスの向上のためにもこれらの課題を解消し、時代に即したデジタル化の推進を図られることに期待したい。

- 郵券（切手）を有している課においては、定期的にその現物と受払台帳の残高との照合・確認を実施するとともに、残高が必要以上の高額とならないよう、さらなる適正な管理に努められたい。

- 平成29年6月の地方自治法の一部改正によって、監査制度の充実強化等とともに、地方公共団体における内部統制制度が一体的に導入された。内部統制制度は都道府県及び指定都市においては義務化となるが、それ以外の地方公共団体は努力義務に留まるものの、近年のうちには全ての団体において義務化されることが予想される。このため、しかるべき準備が必要である。しかしながら、内部統制制度はこれまでと全く

異なった新たなことを始めるものではなく、事務事業が適正に執行され、住民福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、事務の執行主体である首長自らが行政サービスの提供等におけるリスクを評価・コントロールし、事務事業の適正な執行を確保する体制のことである。故に、組織においては、これまでの日常業務を執行しながら、併せて組織目標を阻害する事務上の要因をリスクとして識別することが内部統制制度を整備するうえでの第一歩となる。

財務部においては既に取り組んでいる課があるかもしれないが、前述のことを踏まえ、日々の業務の遂行とともに、率先して内部統制制度の整備を図ることに注力されたい。